

平成 年 月 日

小川地区衛生組合議会議長 様

小川地区衛生組合議会議員 柳田多恵子 印

小川地区衛生組合議会会議規則第57条により次のとおり通告します。

| 質 問 の 要 旨  | 答弁を求める者            |
|--|--------------------|
| <p><b>質問事項1</b><br/><b>ごみ処理基本計画について</b></p> <p>本年3月、小川地区衛生組合ごみ処理基本計画が策定され、2010年（H22年度）の各町村の目標値、並びに2016年（H28年度）までの目標値も示されました。分別の徹底や紙ごみの資源化、可燃ごみの40%といわれる家庭生ごみについて水きりの徹底が必要ですが、家庭系ごみの有料化も打ち出されています。</p> <p>財政危機のつけを安易に住民に求めることでは根本的なごみ問題解決にはなりません。減量効果についても導入した当初は一時的に搬出が減りますが、その後はまた増えていくという先例もあります。</p> <p>ごみの有料化について5町村でコンセンサスは得られているのか。来年度からの実施についてはどう考えているのか伺います。</p> <p>家庭からのごみ（家庭系）のほかに、事務所や店舗などから出される事業系ごみがあります。排出量については一人1日3%から5%の削減としていますが、計画を見る限り、家庭系、事業系と分けられてはなさそうです。家庭から出るごみと事業からでるごみとは明確に分け、ごみの組成がどうなっているか現状をしっかりと調査、把握した上で、事業者に対しても減量、リサイクルの計画を立てさせ実行を求めることや適正な費用負担を求めることも必要だと思いますがご見解を伺います。</p> <p><b>質問事項2</b><br/><b>広域化について</b></p> <p>1998年（H10年）埼玉県では県内を10ブロックに分けてごみ処理の広域化計画が策定されました。さまざまな要因から計画が進まず、現在見直しも検討されているようですが、具体的にどのような検討がされているのか、小川地区衛生組合においては広域化をどのようにとらえているのか伺います。</p> <p><b>質問事項3</b><br/><b>脱焼却を目指した取り組みは</b></p> | <p>管理者<br/>担当者</p> |



